

中小企業の皆さんを応援します！

中小企業及び小規模企業振興基本条例を

制定しました

市は、平成19年3月に制定した「富士市中小企業振興基本条例」を見直し、ことし4月から、富士市の産業を支える中小企業及び小規模企業の振興を地域全体で推進し、地域の活性化につなげることを目的とした「中小企業及び小規模企業振興基本条例」を施行しました。これにより、今まで以上に、中小企業振興を推進していきます。

問い合わせ 産業政策課 ☎(55)2952 ☎(51)1997

sasangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

条例の目指すイメージ

活力ある地域社会の実現

市民生活の向上

中小企業及び小規模企業の振興

経営の革新 円滑な創業
新たな事業分野への進出の促進 など

中小企業等支援機関
経営向上のための
積極的な支援

大企業者
中小企業者等と
連携・協力

金融機関
資金供給の
円滑化

教育機関
健全な職業観
の醸成

中小企業者など

自主的な努力
創意工夫による経営向上
人材の育成・雇用の安定
従業員の福利厚生の上昇
仕事と生活の調和の実現



市
施策の策定・実施
必要な体制の整備、財政措置
国・県などとの連携強化

市民
中小企業者等の果たす役
割の理解、市などが実施
する事業への協力

基本理念

基本理念は、条例全体に及ぶ原則であり、「中小企業者等の自らの自主的な努力や創意工夫による取組が促進されること」や「小規模企業者への配慮」などの5項目の基本的な考え方が示されています。

市の基本的施策

- ・ 経営の革新の促進
- ・ 円滑な創業の促進
- ・ 新たな事業分野への進出の促進
- ・ 積極的な販路開拓の促進
- ・ 人材の育成及び確保の支援
- ・ 受注機会の増大
- ・ 円滑な事業承継の支援
- ・ 資金供給の円滑化
- ・ 連携の促進
- ・ 支援に関する情報の提供

改正の主なポイント



前文の追加

中小企業及び小規模企業振興基本条例の目的を明確にする前文を追加しました。

小規模企業者への配慮の追加

小規模事業者(従業員5人以下の商業・サービス事業者や従業員20人以下の製造業事業者など)への配慮を条文化し、小規模事業者の事業の持続的発展を図ります。

中小企業等振興会議の設置

中小企業の振興に関する重要事項の調査や審議と施策の評価を行うため、公募した市民や中小企業の代表者などを委員とした、中小企業等振興会議を設置します。

新たな支援が始まりました！

「富士市中小企業経営革新事業補助金」
「富士市ものづくり力向上事業補助金」
「富士市研究開発用セルロースナノファイバー製造設備整備費補助金」

これらの補助金を新設しました

このほかにもさまざまな補助事業があります。詳しくは、市ウェブサイトをごらんいただくか、産業政策課にお問い合わせください。

※「富士市ものづくり力向上事業補助金」について詳しくは、7ページをごらんください。

※補助金ごと対象となる事業や補助内容が異なります。これらの事業を検討されている事業者は、事前に産業政策課にお問い合わせください。

【市ウェブサイト】くらしと市政→産業・事業者→産業振興→企業支援情報ボックス